

全員協議会次第

平成 28 年 5 月 17 日
全員協議会室 9 : 30 ~

1. 開 会 (9 : 30)
齊藤事務局長

2. 挨拶
菊地議長

3. 協議事項
(1) 入間東部地区消防組合と入間東部地区衛生組合の統合時期について
(2) 日本遺産の認定結果について
(3) 三芳町の困窮者対策について (社会福祉協議会)
(4) 地域福祉計画について
(5) 三芳町をきれいにする条例案について
(6) 三芳中学校校庭工作物移設工事について

4. 報告事項
(1) 議会広報広聴常任委員会
(2) 議会運営委員会

5. その他

6. 閉 会 (12 : 07)
岩城副議長

平成28年5月17日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	増田磨美
議員	鈴木淳	議員	細田三恵
議員	小松伸介	議員	安澤豊
議員	井田和宏	議員	本名洋
議員	吉村美津子	議員	細谷三男
議員	内藤美佐子	議員	拔井尚男
議長	菊地浩二	副議長	岩城桂子

欠席議員

議員 山口正史

説明者

政策推進室長	百富由美香	政策推進室長	島田高志
環境課長	早川和男	環境課長	山田謙司
福祉課長	三室茂浩	福祉課長	近藤恵美
教育委員	桑原孝昭	教育委員	中島恭子
教育委員	近藤康浩	教育委員	神田順子
三社協議局長	石森勉	三社協議局長	伊藤晋也
三社協議局長	古賀和美	三社協議局長	小林和文

全員協議会に出席した事務局職員

事務局局長 齊藤隆男 事務局書記 小林忠之

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、菊地議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（菊地浩二君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、また雨の中、定例の全員協議会ということで、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、山口議員より本日欠席する旨の届け出が出ておりますので、ご了承願います。

昨夜ですけれども、本当にびっくりしました。9時過ぎに久しぶりに地震の速報というか、あの音を聞いたなという実感がします。何が起こったのだろうということで、周りの携帯が全部鳴りまして、何だ、何だという、みんなびっくりしたところです。熊本のほうでも、今まだ地震はおさまっておりません。被災地では、本当に一日も早い日常を取り戻していただけるように願うばかりであります。日本は本当に地震が多いということで、今、総務常任委員会でも検討していただいていますので、これのほうを早期にまとめていただくように小松委員長、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、協議事項6件、そして報告事項2件、その他もございますので、慎重審議の上、スムーズな進行をよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございます。

続きまして、3番の協議事項につきましては、菊地議長に進行をお願いいたします。

◎入間東部地区消防組合と入間東部地区衛生組合の統合時期について

○議長（菊地浩二君） それでは、協議事項（1）に入ります。

入間東部地区消防組合と入間東部地区衛生組合の統合時期について説明を政策推進室長、お願いいたします。

○政策推進室長（百富由美香君） おはようございます。政策推進室、百富でございます。本日2件ご報告をさせていただきます。

最初の一部事務組合、入間東部地区消防組合と入間東部地区衛生組合の統合の時期についてご報告をさせていただきます。この2つの組合の統合について、5月10日の2市1町の首長で構成されます消防組合及び衛生組合合同の正副管理者会議におきまして確認された事項2点ございます。

1つ目、統合の時期でございますが、平成30年4月1日とする。

2つ目、統合の手法でございますが、衛生組合を解散し、消防組合が事務を承継するという、この2点について確認を3首長でいたしました。

統合に向けて、そのほかの必要な事項につきましては、許可権者である埼玉県と協議をしながら、富士見市、ふじみ野市及び三芳町並びに消防組合、衛生組合が、法令その他の規定にのっとりまして、十分な協議

を重ねた上で今後決定をしていくものでございます。

以上についてご報告をさせていただきます。

○議長（菊地浩二君） では、この件につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

まだこれからだと思いますけれども、概略で結構なのですけれども、統合することによって、その職員の、かなり消防は今でも足りないのですよね、人数が。それで、実際に消防が出動するときも5人体制でなければならぬのですけれども、4人体制とか、消防分署についても、もう一カ所必要なぐらいなのですよね。そういうところで、職員数が……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（吉村美津子君） 職員数が、それによって……

○議長（菊地浩二君） 吉村議員……

○議員（吉村美津子君） どのぐらい変わってしまうのか。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） はい。

○議長（菊地浩二君） ただいまの質問は消防組合のほうでやっていただきたいと思います。

ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ですから、それを統合することによって職員数の変化について、もしわかればお願いします。

○議長（菊地浩二君） 先ほど言ったとおりです。消防組合のほうでお願いします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） 消防の話であれば消防のほうでお願いします。統合の話であれば、ここでお願いします。

○議員（吉村美津子君） 統合すると、それによって……

○議長（菊地浩二君） ほかに質問ありますか。

○議員（吉村美津子君） 職員はどのくらいになるのか。

○議長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 私は、職員の話をお聞かせいただきます。衛生組合には、各市町よりの出向の職員の皆さん、それと衛生組合でお雇いになっている職員の皆さんがいらっしゃいますが、その衛生組合で雇われている、雇用されている職員の皆様の状況はどのようになるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

それについても、今後検討になると思います。

○議長（菊地浩二君） 今決定したのは、先ほどの報告のみと理解して大丈夫ですか。

政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） ご報告した2点のみでございます。

○議長（菊地浩二君） ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で協議事項1を終了したいと思います。

◎日本遺産の認定結果について

○議長（菊地浩二君） 続きまして、協議事項2、日本遺産の認定結果についてお願いいたします。
政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） 続きまして、日本遺産の認定結果についてご報告させていただきます。
平成28年度における日本遺産の認定につきましては、今回は見送られ、認定されませんでした。
以上のとおりです。

○議長（菊地浩二君） では、ただいまの件につきまして何か質問等ありますか。
吉村議員。

○議員（吉村美津子君） その理由はということなのか。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

4月26日に大臣の記者会見により、この件について発表があったところです。本日午後、文化庁に出向きまして、この理由については確認をする予定になっております。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷三男君） 今回はということですが、次回にもまたつなげるという意味でしょうか。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

それについては、川越市、新座市と今後協議をして決めていくことになると思います。ただ、もともと1年で認定されるというふうには考えておりませんでしたので、継続して検討していくことになるのではないかと考えておりますが、それについても、まだ全くお話は、新座市、川越市とはしておりません。

○議長（菊地浩二君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今回は、残念ながら見送られたということですが、わかる範囲で構いませんので、今回も同じように申請した自治体というか、日本遺産候補は何件くらいあって、では何件ほど認定されたのか、お教えください。

○議長（菊地浩二君） 政策推進室長。

○政策推進室長（百富由美香君） お答えいたします。

今回申請が67件ございました。認定されたのが、19件でございます。埼玉県から3件申請がございましたが、いずれも認定はされてございません。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） それでは、以上で協議事項2を終了いたします。
暫時休憩します。

（午前 9時39分）

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

（午前 9時40分）

◎三芳町の困窮者対策について（社会福祉協議会）

○議長（菊地浩二君） 協議事項3、三芳町の困窮者対策について、社会福祉協議会から説明があります。
事務局長。

○三芳町社会福祉協議会事務局長（石森 勉君） 貴重なお時間を本日はありがとうございます。社会福祉協議会事務局の石森と申します。

現在、社協では三芳町の住民が健やかに安心して暮らしていけるよう社会福祉事業の取り組みを行っております。今後とも議員の皆様と連携して福祉の向上に社協職員一同努めてまいりたいと存じます。

なお、本日は、社協より神田常務理事、伊藤主査、古賀主査、小林主事補が参加しております。

それでは、次第に沿いまして、生活困窮者自立支援法につきまして、小林主事補より説明を申し上げます。

○三芳町社会福祉協議会事業係主事補（小林和文君） 三芳町社会福祉協議会の小林と申します。よろしくお願いたします。

本日は、昨年4月から本格的にスタートいたしました生活困窮者自立支援法を中心に、三芳町の生活困窮者対策のお話のほうをさせていただきたいと思っています。まず、A3の見開きの資料をごらんいただきたいのですが、こちらが今、三芳町社協のほうで取り組んでいる生活困窮者対策の一覧となっております。上のほうに黒い星印がついている事業があると思うのですが、こちらが三芳町社協が独自に取り組んでいる事業になります。

左からちょっと簡単にご説明のほうをさせていただきますが、埼玉県生活福祉資金という形で、県の福祉資金の事業になります。こちらは三芳町社協が窓口となりまして、事業のほうを行っています。

続いて、三芳町の生活福祉資金です。こちら上限5万円の資金になりますが、民生委員さんとの生活相談がセットとなっている事業になります。

続いて、歳末援護金です。こちらは毎年年末に歳末募金のほうでご協力いただいております、そちらを原資としまして、生活保護基準で生活をしている方たちへの支援金という形で援護金のほうを配分している事業になります。

続いて、アットホームという事業なのですが、こちらは生活困窮者ですとか、孤立している方の居場所づくりのサロンになっています。こちらは生活困窮に至る方の多くが親族ですとか、家族ですとか、友人ですとか、もしくは地域から孤立しているという状況にあります。そういった方たちが居場所をつくれるような、居場所になるような場所としてサロンの事業をうちのほうで行っています。ここに来る方たちは、基本的には三芳町の社協の貸し付けの利用者ですとか、あとは生活福祉相談に来られた方ですとか、あとケ

一スワーカーさんから上がってきた方ですとか、民生委員さんから上がってきた方が、基本的には中心になってきていますが、そういった方たちが、この三芳町の地域の中にも存在していて、そういった方たちの居場所をつくる必要があるというところで、アットホームのサロンをつくっています。

隣が学習支援教室になります。こちらの学習支援教室は、当初社協のほうでボランティアグループを設立しまして、ボランティアグループのほうで学習支援教室を展開していたのですが、ことしの4月から藤久保教室、北永井教室という形で、三芳町社協のほうで行っています。学習支援のニーズだったりとか、活動強化に向けて、社協のほうで事業に取り組むという必要が、やはりかなり近年高まっているというところで、学習教室のほうは展開をさせていただいているというのが状況です。

隣に移りますが、物品提供という形で、こちらはフードバンクさんと連携しまして、例えば食べ物がきょうないとか、そういった方に緊急的な食料の提供という形で取り組んでいます。

続いて、おしゃべりサロンということなのですが、こちらもおしゃべりサロンと同様、課題型のサロンでして、こちらおしゃべりサロンのほうもシングルパパママサロンという形で、母子家庭もしくは父子家庭のお父さん、お母さんと子供が参加できるようなサロンになっています。やはり同じ境遇の方ですとか、同じ悩みを持った方たちが集まることによって気軽にその人たち同士の交流を持てるというところで、非常に効果があるサロンというのが今の状況になっています。このサロンから非常に大きいのは、例えば生活困窮者自立支援法につながったりとか、学習支援につながったりとか、ほかの支援サービスにつながるという非常に大きい効果も生んでいまして、ここに参加している方たちが、自然にそういった支援につながるという流れが今できているというところでです。

続いて、生活困窮者自立支援法になるのですが、こちらはちょっと飛ばさせていただいて、その隣の彩の国安心セーフティーネットの事業についてご説明させていただきます。こちらは一昨年、社会福祉法人の地域貢献という形で始まりました。きょう食べるものがないですとか、水道光熱費、水道がとまったり、ガスがとまったりという世帯に対して、10万円までの現物給付を行う事業になっています。こちらは社会福祉施設の職員さんがケースワークを一緒に行うという特徴を持っています。こちらの事業のほうもあります。

続いて、制服プロジェクトという形で、社協のほうで制服ですとか、学用品のほうを保管しまして、必要になった世帯ですとか、あと学校関係者の方から、こういうのはないかという依頼があったときに提供できるような形で体制のほうを整えています。現にことしの3月に、同じく学習支援を行っている、街のひろばのほうから、子供の書道のセットがないかということで、書道のセットを提供したというような事例があります。

飛ばしました、生活困窮者自立支援法の本題のほうに入っていきたいと思います。今回こういう形でA3の見開きの資料をご用意させていただいたのは、実は社協で生活困窮者対策に取り組んでいる、いろいろな取り組みがある中の生活困窮者自立支援法は一つだということを皆さんにぜひ知っていただきたいというところで、こういう形の説明をさせていただきました。

生活困窮者自立支援法なのですが、昨年4月に本格施行しまして、実際に運用が始まってから約1年経過しています。法律の概要等は、ホチキスどめの次の資料をごらんいただきたいのですが、具体的に言いますと、必須事業2つと任意事業に分かれています。必須事業でいいますと、自立相談支援事業と住居確保給付金の支給、こちらが必須事業になっています。三芳町社協のほうで自立相談支援事業のほうを

行っておりますので、法律にかかわる支援を全体的に統括しながら、調整しながら行っているというのが今の状況になっています。

ホチキスどめの資料を1枚めくっていただきたいのですけれども、自立相談支援事業のほうで、例えば困窮者の相談を、まず1回受けます。その後、必要な支援を、この法律内もしくはいろいろな制度を使いまして、困窮者の方々がどうやって立ち直っていったり、どういう形の支援ができるかというところを調整していきます。住居確保給付金については、次のページに載っていますので、ぜひご参照していただきたいと思います。

任意事業については、就労準備支援事業と一時生活支援事業、あわせて家計相談支援事業、学習支援事業がございます。こちらのほうも4ページから5ページになっていますので、そちらのほうをごらんいただきたいというふうに思っています。

次に、A4の1枚の用紙があると思うのですけれども、こちらが県全体の細かい委託ですとか、どこがどういうふうな形でやっているのかという一覧表になっていますので、ごらんいただきたいと思います。三芳でいうと、自立相談支援事業という大きな柱がありまして、それを埼玉県社会福祉協議会と県の社会福祉士会の共同事業体が、くらし安心コンソーシアムというものをつくっております、そちらのほうで受託をして社協のほうに再受託という形で流れています。

自立支援法について、では一体どういう人が、どういう形で支援を受けているのかというのが、なかなか法律だけですと、わかりづらい部分があると思うので、次の両面刷りのモデルケースを一応4事例、今まで支援をしてきた方と現在支援をしている方という形で4事例挙げさせていただきました。事例のほうなのですが、ケース①、住宅を失った单身無職男性への支援、こちらは50代单身の方です。交通量調査派遣のアルバイトをしていましたが、仕事がなくなって、家賃・水道光熱費を滞納。アパートの退去を求められ、アパート保証会社の方が退去日にその方の自宅に行ったところ、行く場所がないということで、呆然と立ち尽くしていたそうです。その保証会社の方が役場の福祉課のほうに、その本人と一緒に付き添っていただいて、支援のほうを開始したというケースです。そのほかにも国保のほうの滞納がありました。そのタイミングで就職活動も行ってみたいだったのですけれども、結局就職には至らないという状況でした。最初のほうは、フードバンクの食料を提供しまして、とりあえず食をつなぐということと、自立支援法の中では、一時生活支援事業を活用しまして、北永井にあります、さくらハウスのほうに入所しまして、こちらのほうで住居と食事の提供という形になりました。

ただ、今住んでいるところからさくらハウスに転居するために引っ越しが必要になるのですけれども、当然本人はお金もないですし、そういった手伝ってくれる人間関係もありませんので、三芳町のボランティアグループ「スケット」さんという男性のボランティアグループがあるのですけれども、そちらの方たちにご協力いただいて、引っ越し作業を行いました。あわせて、当然ながら一時生活で食事提供ができるのですけれども、やはり本人にもしっかりと働いて、自分で働いた分で御飯を確保してもらったりとか、多少の生活費も必要になりますので、三芳町内のみずほ苑さんとかしの木ケアセンターさんをお願いをしまして、日払いでちょっと簡単な仕事ですね、清掃ですとか、車椅子の掃除といった仕事をつくっていただいて、日払いの対応をしていただいて、その期間の生活をつなぎました。

就労支援もあわせて行っておりまして、ハローワークに同行して就労支援を行いました。結果的に就労先

が決定して、いざ働くという段階になったのですけれども、実は先方の企業と契約書を結ぶ段階で保証人が立てられないということで、本人が我々支援機関に言えずにずっと黙っていて、1カ月ぐらい働いていたふりをしていたところなのです。結局、就職、当然ながらそこできずに仕事が見つからないという状況だったのですけれども、かしの木ケアセンターでの仕事を施設長さんが非常に評価していただいております。かしの木ケアセンターのほうでアルバイトをさせていただくという形になりました。かしの木ケアセンターのほうで施設の清掃の仕事をしていく中で、徐々に仕事ぶりを本当に評価していただいて、今現在は週5でフルタイムで施設の清掃ですとか、居室の清掃、ベッドメイキングですとか、あと簡単な食事の介助を行っています。施設側としても、運転免許も持っているので、ドライバー等で正規の職員として雇えるように今現在施設長さんのほうで動いていただいているという状況になっています。

あわせて、家計支援という形で、当然ながら国保の滞納もありましたし、お金の使い方等も、やはり一緒に見ていかなければいけない部分がありましたので、毎月給料日の日にご本人と同行しまして、役場の収税と国保の滞納の支払いの交渉をしながら、銀行のほうに一緒に行きまして、振り込みの手続きですとか、今月はこの生活費でいきましょうというような本人と家計のシミュレーションを一緒につくりながら、家計支援のほうを行っています。おかげさまで、今月から国保の滞納分も支払いが開始できるようになりまして、予定では約半年で完済できるかなというような目安も立っているというケースでございます。

続いて、ケース②なのですけれども、こちらは多額債務を抱えた母子世帯の支援という形で、30代女性、子供は小学校3年生の男の子です。こちら当初は社協のおしゃべりサロン、先ほどお伝えしましたシングルパパママサロンに参加していたお母さんから相談につながったというケースです。当初おしゃべりサロンの中で、徐々に参加の回数が、なれてくるにつれて、いろいろな悩みだったりとか、その人が抱えている不安だったりとかというのを話していく中で、ではこういう形でちょっと支援していこうかという流れにつながったケースです。

お子さんもあわせて学習支援に今現在つながっているというところなんです。この方は、夫の借金と浮気と暴力によって離婚しています。元夫が、その人名義でつくった多額の借金がございまして、正規の就労につくと、結局給料差し押さえになってしまうということで、ずっと不安定就労を繰り返していたという現状がありました。

家計支援のほうで、司法書士事務所の支援を受けまして、債務整理を行いまして、自己破産して債務整理を行いました。あわせて、今現在就労支援という形で、当時勤めていたパート先の社長さんが急にお亡くなりになりまして、結局無職になったのですけれども、失業保険の手続と職業訓練受講給付金のほうの手続を行いました。今現在パソコンのスキルを積むための学校に通っていて、卒業できれば違う就職先が見えてくるというところで、ご本人とお話しさせていただいているのですけれども、そういう形で就労支援のほうを行っています。

続いて、裏面のケース③なのですけれども、こちらは非正規雇用世帯への支援という形で、20代女性の事例になります。相談初期、もともとその方の次女が中学生より学習支援に参加していました。その次女が中学生、高校生、短大に進学しまして、昨年4月に保育士さんとして正規の仕事につきまして、働き始めたのをきっかけに、実はうちの家庭、お母さんはアルバイトだし、お姉ちゃんは非正規雇用だし、高校生になる弟はアルバイトもしていないということで、相談にちょっと乗ってほしいということをきっかけに支援に

つながったケースです。

お母さんは当時、夜勤のレジのパートをしておりましたが、やはり夜勤ということもありまして、体調を崩すことがすごく多かったという状況です。本人と書いてあるのですけれども、次女から見ればお姉ちゃんになるのですけれども、お姉ちゃんは非正規雇用、弟は高校生という形でした。

まず、お姉ちゃんの就労訓練という形で、パソコンのスキルがないということで、パソコンの教室に4カ月間通いまして、その後ハローワークで就職活動を行いまして、町内の企業に正規職員として採用となりました。あわせて、お母さんのほうも就労支援を行いまして、ハローワークのほうに同行しまして、就労支援を行いまして、同じく町内の企業のほうに正規職員として採用になりました。高校生の長男は、社協の行っている、けやきの家のほうで土、日ですとか、夏休みの期間、アルバイトをするようになりまして、アルバイトで、自分の稼いだお金で自分の携帯代を支払うですとか、あと将来に向けた貯金をするというようなことになりました。このデイサービスで働いたことをきっかけに福祉の仕事に関心を持ちまして、ことしの4月に高校を卒業したのですけれども、町内の福祉施設で正規職員として仕事につくようになりまして。

ここの世帯もそうなののですけれども、子供3人たちに家計の支援をして、しっかりと正規雇用で働いて、将来年金をもらえるような働き方をしないといけない。家計についても、家計のやりくりをしなければいけないし、貯金をしていかななくてはいけないというところを定期的に会ってお話をしているという状況です。

あわせて、次女が保育士なののですけれども、次女と長男については、シングルパパママサロンのお子さんが来たときの保育ボランティアとして今現在活躍をしてもらっているというところになります。

最後の事例になるのですけれども、多額の滞納を抱えた单身男性の支援という形で、30代男性の、こちらでも单身です。住民税の滞納により給料差し押さえとなり、食べるものがない、家賃、水道代、電気代も滞納しており、住居を失うということで相談になりました。この方は、仕事が居酒屋の雇われ店長をしているのですけれども、給与のほうも一部ちょっと前借りをしているというような状況です。こちらでも一時生活支援でさくらハウスのほうに入居しまして、住宅と食事の提供を行いました。その際に転居するに当たって、引っ越しですとか、この方の家はほとんどごみ屋敷に近い形でしたので、大家さんからも、何とか片づけて出て行ってほしいという相談を受けまして、こちらでもスケットさんのほうにご協力いただいて、ごみのほうの片づけと転居の協力をしていただきました。

この方は、家計の支援が非常に必要だということで、まず大家さんに滞納家賃の交渉をしまして、あわせて住民税の支払いについても家計支援のほうで交渉しながら、しっかりと滞納分を支払っていく計画を立てているところです。社協のほうであんしんサポートネットという事業があるのですけれども、そちらのほうで通帳とカードのほうをお預かりしまして、一緒に支払いの計画を立てているというところなのです。これをやった一番の大きい要因は、その下に書いてあるのですけれども、実はこの方はギャンブル依存症で、どうしても治療が必要。ただ、手元にお金があると、すぐ使ってしまうという、やはり傾向がございましたので、今現在はギャンブル依存症の治療もあわせて同時並行で行っているのですけれども、やはりどうしても時間がかかりますので、そういった治療とあわせて通帳をお預かりして家計の管理を一緒にしながら滞納分をしっかりと支払っていき、もとの生活に戻していくというような伴走型の支援を行っています。

事例のほうは4事例挙げさせていただいたのですけれども、相談に来る方、この法律にのる方って、こういう方たちばかりなのです。こういった方たち、皆さん普通に生活している方の価値観から、ちょっとかけ

離れているというところが正直なところだと思っているのです。ただ、こういう方たちが三芳町内にも歴然としていて、さらに今後雇用形態も含めて、やはり少しずつその数はふえていくのではないかなというところがあります。こういった方たちに向き合って支援をしていくというところが、この法律になっています。一応法律の説明という形で、以上になります。

続いて、次第のほうにつけさせていただいた、子ども応援夢基金について、ちょっと簡単にお話のほうをさせていただきたいと思います。チラシのほうをごらんいただきたいのですけれども、ことしの2月から社協のほうで子ども応援夢基金という形で基金のほうを設置させていただきました。こちらは三芳町の子供が健やかに成長できるための、応援するための基金になっています。あわせて社協で行っている事業で、クリスマスプレゼント配布事業というものがござります。こちらは母子、父子家庭のお子さん、もしくは両親以外の方がお子さんを養育している家庭にクリスマスプレゼントを配布する事業なのですけれども、こちらを先ほどご説明させていただいた歳末援護金と生活保護世帯のお子さんにも何とかクリスマスプレゼントを配布できるようにという形で、事業をちょっと拡大したいというふうに思っておりまして、その事業費と学習支援教室の運営費にも充てさせていただくという思いで、子ども応援夢基金のほうを設置させていただきました。

早速、支援金のほうで一事例がありまして、お話のほうをさせていただきたいと思っているのですけれども、このケースは、今現在も支援の真っ最中といたしますか、支援がやっと始まったばかりというところなんです。その支援が始まったきっかけが、この子ども応援夢基金です。父子家庭でお子さんがことしの4月から夜間の定時制の高校に通い始めまして、あと妹さんがいらっちゃって、あとお父さんのお兄さんと4人で暮らしているという世帯なのですけれども、相談に来たときは、まず定時制の高校に通うにもお金がない。行く洋服がない。靴がない。自転車がない。あと、定期がないというようなもろもろ、学校には受かって通える状態なのだけれども、そもそも行くツールがないという相談内容でした。

こちらのケースは、実はかなり昔からいろいろな機関が見守っていて、いろいろな機関が支援をしたいなというふうにとずっと見守っていたケースで、やっとつながったというところが、ちょっと正直本音のところ、子ども応援夢基金のほうを使って、長男のほうに今支援をしました。具体的な支援としては、洋服、靴、アルバイトを始めるための履歴書、そして履歴書に張るための写真、駅まで行く自転車がなかったので自転車、それと自転車置き場の費用、あと学校の体育館履き、あとこの子は視力が非常に弱くて、眼鏡を持っていなくて、今まで眼鏡をつくったことがないということで、一応眼鏡のほうと、学校のほうの給食費のほうを子ども応援夢基金のほうで支援をさせていただきました。今現在もいろいろな機関ですね、こども支援課さんですとか、西部福祉事務所も含めてケース会議等を開きながら支援を開始したのですけれども、まずはこういった形で、給付型の支援をすることで、当然ながら世帯全体の支援が最終的には必要になってくるのですけれども、まず子供の部分で、支援のきっかけをつくれるような形で入り込む、世帯の支援につなげるというところを最終的な目標にはしているのですけれども、そういった形で子ども応援夢基金のほうを使わせていただくという目的のために子ども応援夢基金のほうを設置させていただきました。

一応簡単ではあるのですけれども、以上、生活困窮者自立支援法と子ども応援夢基金についてご説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地浩二君） それでは、ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見等はございますでし

ようか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。大変わかりやすく説明していただきました。中にさくらハウスというのが、よく出てくるのですけれども、このさくらハウスというのは民間だと思うのです。そうしますと、生活保護世帯ではないので、賃借料というのですかね、それが発生すると思うのですが、その辺についての状況と支援についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 小林主事補。

○三芳町社会福祉協議会事業係主事補（小林和文君） さくらハウスなのですけれども、生活困窮者自立支援法の中で一時生活支援の給付決定になりますと、基本的には原則3カ月の期間なのですけれども、家賃とあとさくらハウスの場合はお弁当がついてくるのですけれども、お弁当代は給付になります。それ以降、さらに支援が必要だというケースに関しては、延長ということもケース会議の中で、支援決定になれば延長も可能なのですけれども、原則は3カ月、住居と食事を無料で提供するというのが一時生活支援になります。その後は、それぞれ個人で契約をしていただく、もしくは出ていくというのが選択肢になります。

○議長（菊地浩二君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

さくらハウスに入居するときの窓口は社協さんでよろしいのでしょうか。3カ月給付を受けるのであれば、それは自立支援法によるということ、社協さんが窓口になるということですが、もし本人が、そこに行きたいというような、そういう希望があれば、自分でコンタクトもできるというふうにはなっていると思うのです。そこは自立支援法とは関係なく、自分で最初から入りなさいということで、それでよろしいのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 小林主事補。

○三芳町社会福祉協議会事業係主事補（小林和文君） そのとおりです。さくらハウスの窓口は別にございますので、そちらのほうで契約をしていただくという形になります。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

本当に素晴らしいお仕事、ありがとうございます。生活困窮者自立支援法の総合相談ということで、その家計相談から学習支援事業等ありますけれども、もし個々に件数がわかれば、その件数を。特に一時生活支援事業で4例を挙げていただきましたけれども、個々に数字がわかれば、件数がどのくらいだったのかというのがわかれば。

○議長（菊地浩二君） 小林主事補。

○三芳町社会福祉協議会事業係主事補（小林和文君） 今現在の継続中の支援と、あとちょっとこれは難しいのですけれども、相談は実際に窓口で受けるのですけれども、本人の申し込みがあって、給付決定がされるというのが、法律の中で事業でありまして、なので、実際に相談を受けている件数よりも、実際に給付決定されている件数というのは、どうしても少なくなるのです。ただ、全体の相談としましては、一応今現在大体40件のケースを継続的に見守っているとか、ケース会議でケース検討をしているということになります。

す。実際にご本人から申し込みをいただいた件数に関していうと15件になります。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） では、その一時生活支援事業、そこだけでもいいのですけれども、それについては。

○議長（菊地浩二君） 小林主事補。

○三芳町社会福祉協議会事業係主事補（小林和文君） 一時生活は、今現在3件です。ただ、一時生活期限がありますので、今現在で利用している方は1件です。ただ、過去の事例としましては3件になります。

○議長（菊地浩二君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ありがとうございます。その福祉生活相談の実績が203件とありますけれども、先ほどこういうところがふえるだろうということでお話がありましたけれども、実際には、もし推移みたいなものがわかれば、昨年よりもふえている、一昨年よりもふえているという、そういった。

○議長（菊地浩二君） 古賀主査。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） お答えします。

本日、数字のほうを持ってきていないので、ちょっと細かい正確な数字はご回答できないのですが、経済状況によって相談数というのは推移していきます。昨年までは、かなりの波で上がっていったところなのですけれども、今年度に入りまして、若干ちょっと落ちついてきているような様相がございます。もし正確な数字が必要であれば追って用意します。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

安澤議員。

○議員（安澤 豊君） 安澤です。

住居確保給付金についてお聞きしたいのですが、昨今ネットカフェなどで十四、五万の月収をもらいながら、ただ敷金、礼金など払えなくて、住居が確保できないと。これには支援を受けられない理由として離職に限定されているかと思うのですが、このような方々はどのような支援を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 古賀主査。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） 住居確保給付金の事例は、まだ本町では出ていないところなのですけれども、当然県内の中では、やはりホームレス状態で発見される方々もいらっしゃいますが、そういった方はとりあえず一時生活支援事業に入れさせていただいて、この住居確保給付金というのは、住居を失うおそれがある。要は家賃が払えなくて出ていかななくてはいけないような状況になる人に対しての給付がされるようなものになっております。あと、仕事をなくしてしまって、お金がなくなってしまって、今現在家を持っているけれども、失うおそれがある人たちに対する給付ですね、原則3カ月で延長も認められるというような事業になっております。

○議長（菊地浩二君） 安澤議員。

○議員（安澤 豊君） 今の関連なのですけれども、仕事はしているけれども、住居の確保のため、敷金、礼金が払えないために、貯金もなくという方々の支援というのは、今のところないということよろしいでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 古賀主査。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） 恐らく可能だと思います。それはどういうことかといいますと、これは県の給付決定が必要になるのです。その給付決定をするために毎月1回支援調整会議というのを開かせていただいています、そこに福祉課さんとか、福祉事務所の方々もいらっしゃるのです、そこでこの人にとって、これが必要だというのが決まれば給付決定になるかと思います。案件によっていろいろな支援策があるのですけれども、この法律はできないことはないです。できるようにどうすればいいかを検討して、法律であったりとか、いろいろなインフォーマルなサービスを組み合わせていくというのが、この法律の目的なので、困窮している方はどんな方でも対応する予定でございます。

○議長（菊地浩二君） 安澤議員。

○議員（安澤 豊君） 安澤です。

町内には例がないということなのですが、たしか富士見市、三芳町にもネットカフェらしきものはあるのですよね。そういったところに長年暮らしている調査とか、そういったものは、する予定というのはあるのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 古賀主査。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） 大変申しわけないのですけれども、町内のネットカフェに関してまで私たちちょっと視点がなかったので、今のお話をお伺いして、調査のほうとかはしていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

相談者の方というのは、社会福祉協議会を知らない方も多くて、現に私が相談を受けた方も、社協と言って何それという感じだったのですよ。それで、福祉課のほうの窓口に行かれます。そうすると、福祉課と社協さんの間で連携ができるか、それとも、いや、福祉課としては、それはうちではなくて社協に行ってくださいとなるのか。福祉課というのは、相談者にとっては身近な、やはりここには相談しなくてはいけないというのがあるので、身近なのですけれども、どうやったら社協につなぐことができるかということで、ちょっと大変苦慮したことがあったのですけれども、その辺について社協さんに、私はその方に社協なのですよと言って社協に行かれると、社協でも同じ話を最初からまた聞かれると、それが煩わしいという、そういう話もありました。

そんな中で、福祉課と社協の1回で済むような、そんな状況にならないものかなというふうにちょっと考えたのですけれども、連携はできているということでもよろしいでしょうか。例えばこういう相談だったというものが、福祉課から上がってきているというふうに考えてよいのかどうか。

○議長（菊地浩二君） 古賀主査。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） そのとおりですね。この法律が始まる前よりも今のほうが連携して、相談の初期段階で一緒に話を聞くと行ったことが行われるようになってきておりますので、正直言って、まだまだ庁舎内との連携が弱い部分もあるのですが、先ほど小林のほうから説明した、生活困窮者対策検討委員会のほうに水道と税務とあと住民課のほうも入っていただくことが決まりましたので、今年度からそういった形で徴収業務があるようなセクションも委員会の中に入らせていただいて、連携して、も

う初期の段階で滞納とかが始まった段階で、うちにつないでもらえるような体制整備を今始めているところ
です。これからご迷惑かけないように相談に乗れるようにしていきます。

○議長（菊地浩二君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。よろしくお願いします。

三芳町の生活困窮者対策という、この1枚の中から幾つかお伺いしたいのですけれども、まずおしゃべり
サロン、シングルパパママサロンとあるのですけれども、私もチラシなんか見せていただいて、季節の行事
なんかのときにやっていらっしゃると思うのですけれども、はっきりした人数でなくていいのですけれども、
大体毎回どのくらいの方が。

○議長（菊地浩二君） 古賀主査。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） 毎回コンスタントに8家族から9家族ぐらいが来てい
ただいていまして、微増なのですけれども、新規の方も少し来てくれたり、お休みする人もいたりというよ
うな状況です。それで、お子さんも複数連れてくるので、大体総勢で、スタッフも合わせて毎回25から30ぐ
らいの方が参加してくださっています。

○議長（菊地浩二君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そうしますと、人数的には割と多い人数になっていると思うのですけれども、これ
からふえていくということが考えられると思うのですけれども、場所的には大丈夫なのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 古賀主査。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） ふえていくというか、たくさんの方に来てもらいたい
と思って運営しているのですけれども、今のところ、ちょっとスタッフと私たちの中で、30名を超えるよう
になったら、またちょっと1回考えようという話はしているのですけれども、そうですね、ふえていったら、
場所になるのか、回数になるのか、今、藤久保の社協の家というところでやらせていただいているのですが、
本当に必要性があれば、もっと行きやすいように北永井とか、みずほ台とか、そういったところにもつくっ
ていかなければいけないようになるかと思うのですが、今のところは、今始まって2年とちょっとなのです
けれども、安定した運営ができてきているようになってきたかなという状況です。ふえたら、また考えます。

○議長（菊地浩二君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） わかりました。そしたら、ふえても大丈夫、考えていかれるという。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） もちろん人数ありきななので。

○議員（増田磨美君） それで次に、制服プロジェクトってあるのですけれども、これはどういった形で制
服を集めていらっしゃるというか、皆さんに周知されているのですか。

○議長（菊地浩二君） 古賀主査。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） 当初は、社協だより等で制服リサイクルのための提供
を求めていました。昨年度から3つの中学校の校長先生にお願いしまして、中3生にお手紙のほうを出させ
ていただきました。それで、今回回収しているところなんです。ちょっと申しわけないのですけれども、まだ回収
が済んでいないので、回収が落ちついたところをもちまして、制服のリストをつくりまして、そのリストを
民生委員さんであったりとか、あとほかに学習支援をしている団体、それから学校等のほうに提供しまして、
うちがストックしているものを町全体で共有して、提供が必要な子供や世帯に漏れがないように提供してい

ければということによっております。

○議長（菊地浩二君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 済みません。最後に1つ、子ども応援夢基金のほうなのですけれども、こちらのほうで、今これから支援していかなければいけないのではないかとか、考えていらっしゃる方というのはどのくらいいらっしゃるのですか。

○議長（菊地浩二君） 古賀主査。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） うちのほうで、残念ながら、そういった要保護のデータが余りないので、これはやはりこども支援課と連携しないといけないなど。先ほど小林のほうから話があったケースもこども支援課さんからのケースなのです。ですから、ちょっとケースのほうは予測がつかないところですが、かなりいるというような話は聞いています。

○議長（菊地浩二君） 岩城副議長。

○副議長（岩城桂子君） 岩城でございます。ありがとうございます。

アットホームという、この困窮者対策の中でございますけれども、これは今現在何件ぐらい、またどういう形で年に何回か開催しているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 小林主事補。

○三芳町社会福祉協議会事業係主事補（小林和文君） アットホームのほうなのですけれども、毎月1回開催しています。一応日にちも生活にちょっと苦しくなる月末になるべく開催をするようにしています。参加者のほうは、大体平均して13名から14名ぐらいが参加していただいているという状況です。

○議長（菊地浩二君） 岩城副議長。

○副議長（岩城桂子君） ありがとうございます。昨年から、ここは社協の家のところ、TOMOSOという、子供食堂をやっていると思うのですが、月に1回か2回だと思うのですけれども、ここは、この社協さんとかかわりというのはどのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（菊地浩二君） 古賀主査。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） TOMOSOさんが月に2回、月曜日の午後やっておりますのですが、実は月曜日に、先ほどからお話しさせていただいている学習支援教室が7時から英語教室を開いているのですね、毎週月曜日に。その英語教室のお子さんたちに関して、TOMOSOさんが、軽食なのですけれども、提供してくれているというような連携はとれております。

あと、実は先週ちょっと決定したので、本日議題等には入れられなかったのですが、社協の家が運営しております、認知症デイサービス「けやきの家」で若年性の認知症の方の支援事業のほうを県の補助を得まして、モデル事業として開始することになりまして、若年性の認知症の方が運営することも食堂というのを始めることになりました。開始は7月からです。けやきの家で毎週金曜日に学習支援教室を行うのですけれども、そこに来る子供たちに食事を提供するというような事業を今県のほうの、あれは補助事業で開始することになりました。あわせて、ちょっと子供のことは報告させていただきます。

○議長（菊地浩二君） ほかにございますか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

子ども応援夢基金について、ちょっと教えていただきたいのですけれども、済みません。私、初めて見たのですけれども、こういった周知をされているのですか。

○議長（菊地浩二君） 古賀主査。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） 済みません。まだ周知は始めたばかりなのですけれども、民生委員さんであったりとか、福祉委員さんとか、いろいろな集まりのほうで趣旨の説明をさせていただいているのと、これから社協だより等で周知をする予定になっております。あと、商工会さんのほうに、ことし6月に通知を出す予定があるということなので、商工会さんの、この間の理事会のほうにかけさせていただいて、お願いして、通知のほうを出させていただく予定になっているのと、あとことし6月に社協の法人会員の通知を出す予定があるのですが、ちょっとそこにも入れさせていただこうかなというのを考えているところです。

○議長（菊地浩二君） 小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。ありがとうございます。

商工会、一緒にやっているので、ぜひそこで推進していただけたらなと思ったので、ちょっと聞かせていただきました。

先ほど給付の実績もあるということだったのですけれども、この子ども応援夢基金の募金の実績というのは、今のところ何件ぐらい、2月から始まってあるのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 石森事務局長。

○三芳町社会福祉協議会事務局長（石森 勉君） 石森です。

2月1日から、こちらの基金は創設しまして、3月末で64万4,500円となっております。法人先等からも多くのご寄附をいただいております。現在は70万円を超えている状況でございます。

○議長（菊地浩二君） ほかにございますか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。ありがとうございます。

ちょっと戻るようなのですけれども、学習支援のほうにボランティアグループによる学習支援、月、水、木と活動内容が書かれていますけれども、下のほうに助成4万円とかあります。これは1年間通しての金額。

○議長（菊地浩二君） 古賀主査。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） 昨年度までは、ボランティアグループにこれだけしか社協は助成できてませんでした。今年度からは、社協が実施主体に切りかわったので、教材費、それからあと行事、保険代等を負担できるようになりました。ただ、そんなに多くは出せないなので、財政的に。

○議長（菊地浩二君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 私も最近バスケのほうに友達が通っているということを聞いて、どのぐらいの人数的にコンスタントに集まられているか、教えていただけますか。

○議長（菊地浩二君） 小林主事補。

○三芳町社会福祉協議会事業係主事補（小林和文君） バスケ、バスケットのほうは、大体20名から25名ぐらいのお子さんが来ています。

○議長（菊地浩二君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） このメンバーが月曜日の英語教室、それから木曜日の勉強会というふうに毎回行かれていますか。

○議長（菊地浩二君） 小林主事補。

○三芳町社会福祉協議会事業係主事補（小林和文君） バスケットは、基本的にもともと木曜日の勉強会というのをボランティアグループのほうで、定例の学習支援という形で行っておりまして、そこから派生して英語教室という形で、子供たちが英語をちょっとやりたいということで、英語教室を定年したお父さんにご協力していただいて、英語教室を開催するようになったのです。その流れで、子供たちからバスケットをしたいという声が上がって、ではちょっとバスケットをしようかということで、隔週で水曜日と書いてあるのですけれども、大体今、月2回ぐらいのペースになっていますが、やっています。バスケットは、基本的に学習支援は先生のボランティアの数も結構限られているので、見れるというか、来れるお子さんもちょっと限られるのですけれども、バスケットに関しては、そこに通っている子供のお友達とか、そういった子供たちがみんな集まれる場所という形で開催しています。なので、バスケットに来ている子が全員英語教室だったりとか、勉強のほうに来ているかということ、そうではないということになります。

○議長（菊地浩二君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

同じく学習支援のほうで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、今お話があったように、確かに学習支援をしてくださるボランティアの方というのは、なかなか少ないと思うのです。私たちも厚生文教常任委員会で街のひろばさんからお話を聞いたときに、やはり教え手がというのは、そこに限らず、いろいろなところで聞くのですけれども、一番上のところに学習ボランティア養成講座で平成20年度とありましたけれども、それ以降は、そのボランティアを集めるための何かというのはやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 小林主事補。

○三芳町社会福祉協議会事業係主事補（小林和文君） 昨年度、社協のほうで学習支援ボランティア養成講座のほうを9月に開催のほうをさせていただきました。開催に当たって、当然ながら、街のひろばさんですとか、あと町内で学習支援を行っている特別養護老人ホーム「こころ三芳」さんと、あと先ほどご説明させていただいた生活困窮者自立支援法の中で学習支援に取り組んでいるアスポーツさんと、このボランティアグループさんのテゾーロさんの4団体にご協力いただいて、それぞれ説明をしてもらって、こういう人を求めていますとか、こういった子供たちが来ていますという形で、学習支援ボランティア養成講座のほうを開催しました。今年度についても、また学習支援ボランティア養成講座のほうを開催しようというふうに考えております。

○議長（菊地浩二君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） では、昨年度もやられたということで、実際昨年度やられて、新たにボランティアに加わってくださった方もいらっしゃるということでよろしいですか。

○議長（菊地浩二君） 小林主事補。

○三芳町社会福祉協議会事業係主事補（小林和文君） 各団体さんに、そのときは来ていただいた方に自分の行きたい活動にアプローチしてくださいという形で、そういう周知をしまして、ちょっとその後、参加した方がどのくらい担っていただいたかという、ちょっと追いかけてはいなくて、正確な数字はわからないの

ですけれども、中にはなってくれた方もいるのではないかなというところなのですけれども、ごめんなさい。正確な数値はちょっと出ていなくて。

○議長（菊地浩二君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

町内で4団体ほどですか、あと私が聞いた中では、個人でやられている方もいらっしゃるのですけれども、各団体によって対象になる児童のタイプが違ったりするので、全部が一緒というのは難しいと思うのですけれども、やはりボランティアさんと連携をとって、足りないところに、例えば余っているところから回したりとかできればいいと思うのですが、何かそういうのをお考えでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 古賀主査。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） 今年度より、その4団体と連携会議のほうを持つということで、先月第1回目が開かれたところです。当座のボランティアの行き来であったりとか、あと今4団体で、その会議を始める前に話したのは課題ですね、財源問題であったりとか、ボランティアの問題とか、場所の問題とか、それぞれが連携して解決していけるようになるための会議を持ちましょうということで、ことしからそれを始めました。次は6月に2回目が予定されています。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

三芳町の生活困窮者対策ということで、食料現物支給、フードバンクについてお聞きしたいのですけれども、この食料というのは、どういう形で調達しているのか、社協さんで運営費の中で出しているのか、あるいは補助金なのか、企業さんから協力いただいているのか、そこら辺の方法を教えてください。

○議長（菊地浩二君） 小林主事補。

○三芳町社会福祉協議会事業係主事補（小林和文君） 社協のほうで、わずかながら予算のほうをとりまして、食料を確保しているのと、フードバンクさんと連携をさせていただいてまして、定期的に食料、防災食ですとか、乾パンですとか、あとはインスタントのおみそ汁ですとか、そういったものの提供をいただいております。

○議長（菊地浩二君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） ありがとうございます。この支給というのは、あくまで一時緊急避難的なものなのか、あるいは困窮家庭にある程度継続的な形で提供しているのか、どういう状況なのでしょう。

○議長（菊地浩二君） 小林主事補。

○三芳町社会福祉協議会事業係主事補（小林和文君） 今現状としましては、緊急的な提供になっています。きょう食べていないとか、きのうから全く食べていないとか、そういったケースに提供のほうをしています。ただ、全国的に見ると、フードバンクで定期的に食料の提供をしているというところもあるのですけれども、そういった形では、今現状はないです。

○議長（菊地浩二君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） そういった形では、現状ではないということ、それは予算上の問題ということなのでしょう。

○議長（菊地浩二君） 古賀主査。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） お答えします。

継続的な食料の確保というのは、まずは生活保護であったりとか、あと仕事を見つけるとかという形で、ほかの形で、提供以外の形で自立をしていただく支援をあわせてするという形になるので、本質的には継続的な食料提供というのは、今の日本ではあり得ないと考えているのです。ただし、実際はあります。どうしても法律から漏れてしまうケースで、実は継続的に食料が必要だと思っているケースにも、実は先ほどの子ども応援夢基金で支援したケースがそうなのです。正直言って困っている状態です。フードバンクさんも、今は大変人数が多くて、きょうも多分これから小林がとりに行くかと思うのですけれども、余り在庫がないよと言われてしまっている状態なので、現状持っているものであると、継続的に提供できるスキルがないのですね、予算的なものも含めて。法律的には、もうそういう形ではなくて、永続的なものは、ほかの制度で自立できるようにしていきなさいというのが国が出している指針なのです。ただ、現場ではそうではないというところで、今これからどうしていけばいいかというのを本当に検討しないと、きょう食べていないという子供たちが、やはり我々の活動の中で、少数ですが、発見されているというのも事実なのです。

ただ、親の生活を変えていかないと、子供に食べ物がいかない。でもというような状態は、やはり出てきてしまっているので、本当これからそこをどうしていけばいいかというのは、手詰まりといえば手詰まりですし、考えていかなければいけないということであれば考えていかなければいけない。継続的な食料提供は、1週間であっても、かなり費用がかかります。家族が1人ではないので、そうなってくると、本当に考えないといけないなというところですかね。

○議長（菊地浩二君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） ここにケースが1、2、3、4というふうに例示されていますけれども、例えば貧困家庭のお子さんに提供しているという状況ではない、先ほどお話をいただきましたように子ども応援夢基金の中で対応していただいた部分もあるというふうに、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 古賀主査。

○三芳町社会福祉協議会事業係主査（古賀和美君） そうですね。子ども応援夢基金の中では、食料の提供はできていないのですね、先ほどのケースでは。ただ、フードバンクの中から、ほんの少しうどんとか、お米とかは本人に持たせたのですけれども、私としては、15歳の子供が食べるようなものを提供できているとは思っていません。今現在、この世帯には、実はこの中にある、あんしんセーフティーネットという社会福祉法人がやっている、給付型の事業があるのですけれども、これを利用する意思がないか、これも食料提供ができるのですね、一時的ですが、これを利用する意思がないかどうか、お父さんに聞いてほしいということで、本人にパンフレットのほうを渡しているのです。ただ、このケースは、お父さんからの申し込みが一切ないのです。子供としか対やっっていないくて、何とかお父さんつながりたいなというふうに思っているところなのですが、ここでも少し食料の現物が買えるかなと思っているのですが、済みません。子ども応援夢基金で食料提供は、継続的なものはできていないです。

○議長（菊地浩二君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で協議事項3、三芳町の困窮者対策についてを終了いたします。

暫時休憩します。

(午前10時46分)

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

(午前10時47分)

◎地域福祉計画について

○議長（菊地浩二君） 協議事項4、地域福祉計画についての説明をお願いします。

福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 本日は、地域福祉計画の説明のためにお時間を設けていただきまして、ありがとうございます。きょうは説明させていただきます三室でございます。どうぞよろしく申し上げます。では、着座にて説明させていただきます。

本日、社会福祉協議会から石森事務局長、そして伊藤主査、ちょっとおくれて参りますが、三芳町福祉課の福祉担当の近藤主幹、以上で説明に参加させていただきたいと思っております。

それでは、お手元にあるかと思うのですが、三芳町地域福祉計画、それから第2次三芳町地域福祉活動計画の説明をさせていただきます。

この計画は、多くの住民代表や公募による住民が委員となって、またアンケート調査や地域福祉懇談会の実施など、多くの住民からご意見を伺い、まとめたものとなっております。この地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定される行政計画です。地域福祉をテーマとした共通の課題への計画となるため、社協が事務局となって策定する地域福祉活動計画とあわせて策定し、今後住民と社協、行政が中心となり、地域福祉を推進していきます。

それでは、それぞれの計画について説明していく中で、5ページを開いていただければと思います。まず、この計画についてですが、先ほどから地域福祉というふうに申し上げているのですが、地域福祉につきましては、行政が法律等に基づいて行う公的支援、いわゆる公助に対して住民がお住まいの地域の福祉課題にみずから取り組む活動、いわゆる共助の取り組みをうたったものでございます。

5ページのところに地域福祉計画、そして地域福祉活動計画ということが記載されているのですが、地域福祉計画については、法律に規定されている文言をここに掲載しております。そして、地域福祉活動計画については、基本的には、これは住民の方が活動していく上で必要な計画を社協が事務局となって策定しているということで、お互いに地域の課題に取り組むということで、今回一体化した計画となっております。

それでは、左側に目次がございます。これをごらんいただくと、この計画の成り立ちが書いてありまして、第1章から第5章というふうになっています。第1章につきましては、この計画についての位置づけ、趣旨、このようなものが説明されております。

開いていただきまして、次の6ページなのですが、これは第3章と絡んでくるのですが、この計画の中心となるプラン、このプランをちょっと図説したものでございます。この3つの輪があるのですが、真ん中にあるのは住民が主体となった活動で、共助の主体ということで、各種プランをごらんいただくと、一番左に、どのようなことを住民が行っていくかということが書いてあります。この核となる部分が共助の主

体というふうになっております。

そこを第2層として、我々行政がつくる地域福祉計画、そして地域福祉活動計画によって、どのようにサポートしていくかということが、この下の表でいくと右側に書いてあります。

第3層は、こういう取り組みを行う上で、住民の方が活用できる公的資源等が記載されている、公助としての地域福祉と、このような構造になって計画のほうを立てられているということになっております。

右側のページ、第2章ですが、この第2章については、地域福祉にかかわるデータを掲載させていただきました。これは人口ですとか、高齢化率とか、貧困率とか、こういったものが掲載されています。

第3章からは、実施プランということになっていて、具体的な計画ということになるわけですが、この住民、社協、行政が取り組む課題が掲載されております。ごらんのとおり、大きな項目でいくと、1から5までございまして、それぞれにプランがぶら下がっております。実施プランについては、1から12までということになっていまして、地域の福祉課題に取り組む住民の目標を定めたものとなっております。ごらんいただくと、タイトルだけ追っていただくと、基本的に孤立しないまちづくりということで、社協さんが中心として行ってきた小地域福祉活動、これは支え合いの活動ですね、地域住民がお互いのことを支え合うというような活動、サロン活動ですとか、地区社協であるとか、そういったものです。

14ページ、15ページには、このような地区で地域分けをして小地域福祉活動を現在行っていますと。この辺のところはベースとなって地区社協が立ち上がっている、北永井地区なんかもございまして。

16ページ以降、こういった形で住民の方がどのような取り組みをするかということで、実施プランがずっとあるわけですが、基本的には、ここに対して町がどのようなサポートをするとか、社協がどのようなサポートをするとか、どんな公的サービスがあって住民の方が活用できるかというようなことが、プラン12まで書かれておりますので、こちらのほうは、またごらんいただければというふうに思っております。

進みまして、第4章、38ページになります。これはどこの計画でもごらんになる図ですが、PDCAサイクルということについての説明を記載しております。

それから、39ページ以降、こちらは参考資料としておつけしたのですが、住民の方に対してアンケートを実施した、そのアンケートの結果となっております。結果のほうは44ページまで続いているのですが、アンケートの調査票については、45ページ以降記載しておりますので、このような質問に対して住民の方がお答えいただいたというふうに読んでいただければと思っております。

それからあと、住民の方に向けた地域福祉懇談会というものを実施してございまして、各地区にお住まいの方に福祉についてのご意見を伺って、どのように改善していけるかということをお話した内容をこちらに記載しているのが49ページでございまして。

以降、策定経過であるとか、それから設置条例・規程、こういったものが記載されてございまして、最後のほうに54ページには、この策定に携わった委員さんの名簿が掲載されております。

以上、本当に概略というところになるのですが、このような計画ができましたので、福祉課より報告をさせていただきます。ご静聴ありがとうございます。

○議長（菊地浩二君） それでは、ただいまの三芳町地域福祉計画、それと第2次三芳町地域福祉活動計画について何か質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） もしわからなければ、この後一般質問等をお願いしたいと思います。
では、以上で協議事項4、地域福祉計画についてを終了いたします。ありがとうございました。
休憩いたします。

（午前10時57分）

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◎三芳町をきれいにする条例案について

○議長（菊地浩二君） 引き続き、協議事項5、三芳町をきれいにする条例案についての説明を環境課長、お願いします。

○環境課長（早川和男君） おはようございます。日ごろ大変お世話になっております。

本日、三芳町をきれいにする条例案ということで、概要、スケジュール的には、次回の6月定例会のほうに上程をさせていく予定でございます。それに先立ちまして、新しい条例制定ということで、本日全員協議会のほうで概略について説明のほうをさせていただきたいと思っております。座って説明のほうはさせていただきます。

本日、資料として説明資料でお配りしましたものについて、若干触れさせていただきたいと思っております。まず、本条例の体系ということで、表紙のほうをくくっております。そして、これまで、この条例案の審議については、環境課のほうで所管してございます衛生対策審議会、そちらのほうで検討、審議を行ってまいりまして、ことし案のほうについて、3月、1カ月間、パブリックコメントを行いました。そのパブリックコメントに対するご意見が2件ほどございまして、その結果公表について4月中旬以降、ホームページのほうで掲示させていただいております。そして、その次は案、そして条例案と規則の案について、本日資料のほうを入れさせていただきました。

それでは、概略について説明していきますけれども、まず三芳町をきれいにする条例案、こちらのほうでございしますが、現況について、一つの生活している方々、そして三芳町へ訪れる方々等々、大きな不法投棄等は、この数年間で大分減少はしているかと思っております。ただし、空き缶等ごみのポイ捨て、あるいは路上での喫煙、そちらについては、なかなか減少せず、そのような小さなごみの不法投棄は数多く見受けられるような状況でございます。こういうふうな形に対して、町、あるいは住民、そして事業所が協力して、三芳町、要するに町をきれいにしていこうというふうな形で、この条例のほうは作成しております。

それでは、順を追って1条のほうから説明申し上げますが、まずただいま申し上げたとおり、1条から順を追っていきますと、本条例案の目的、こちらのほうについては、空き缶等犬のふん、あるいは路上喫煙を防止いたしまして、きれいなまちづくりを推進することにより、安全で快適な生活環境を確保し、もって住民福祉の向上に資することを目的といたしております。基本的には、生活のモラル、マナー、向上になればなというふうな形で考えてございます。

第2条、条文のほうの条項の定義でございます。まず、条文のほうに空き缶等、何カ所か出ますが、空き缶等、これはいろいろなごみと言われるようなものでございます。空き缶だけではなく、ペットボトル、吸

い殻、チューインガム等々投棄されることにより、ごみの散乱原因となるものでございます。そして、第3号の公共の場所。公共の場所については、道路、公園、その他屋外の公共の用に資する場所を指しております。そして、第5号の町民等。この町民等でございますが、町内に居住する者、あるいは滞在する者、そして通過する者、現在町のほうでも観光というふうな形で、多くの方々に来町していただいております。通過する者、方々を含めまして町民等で表現してございます。そして、第7号の土地所有者、民地等々の所有者、それを管理する者ということで、そちらのほうは捉えていただければと思っております。

次に参りまして、第3条、第4条、第5条、第6条、こちらのほうについては、それぞれの責務という形で条文のほうをまとめさせていただきました。

まず、第3条、町の責務。町の責務については、きれいにするため、きれいなまちづくりをするための施策ということで、事業、あるいはその政策等を実施しなければならない。そして、第4条、第5条、第6条のほうにも表記してございますが、町民等、事業者、そして土地所有者と共同して、施策に対して実施を進めていくというふうな形でまとめさせていただきます。

第4条、町民等の責務ということで、基本的には、三芳町にお住まいの方、そして通過する方、観光で訪れる方、屋外で出したごみ、そちらについては必ず持ち帰り、あるいは回収容器等へ収納するというふうな形で第1号はまとめております。そして、第2号では、町の施策事業に協力するよう努めなければならないということで、積極的に住民、町民の方々に協力していただくように掲示してございます。

第5条、事業者の責務。事業者、いろいろな事業者がございしますが、例えば販売業、小売業の方々は必要な措置を講ずる。一例を申し上げますと、例えば小売の方々、飲み物等を販売する場合には回収容器を設置するというふうな形で、措置を講ずるような形で責務をうたってございます。

第6条、土地所有者の責務ということで、所有者、あるいはそれを管理する者、環境美化に積極的に努めていただきたいというふうな規定でございます。

そして、第7条、第8条、第9条、こちらのほうでございしますが、まず第7条については、投げ捨てるの禁止、第8条については、犬のふんの放置の禁止、第9条につきましては、路上喫煙の防止、この第7条から第9条の条文につきまして、規定の及ぼす効力、こちらのほうは全町的です。全町を対象にした形で条文のほうをまとめております。

まず、第7条、投げ捨てるの禁止。町民等は、空き缶等、要するにごみ類を投げ捨ててしてはならない。

そして、第8条、冒頭ちょっと入れませんでした。犬のふん、要はペットブームで犬を散歩させている方々、たくさん多くおります。犬のふんの放置については、必ず処理するための用具を携帯し、放置せず、持ち帰らなければならないということで規定をまとめております。こちらのほうについても全町的な対象範囲で規定をしてございます。

第9条、路上喫煙の防止、こちらのほうについては、路上喫煙については、努力規定となっております。路上喫煙については、たばこは吸わないようにというふうな規定でございます。

次に、第10条、第11条、今度は、こちらのほうの条文でございしますが、まず第10条、環境美化重点区域の指定。特に町内の地域において区域を定めて環境美化重点区域を町長は指定することができるというふうな形で規定をまとめております。その規定する手続については、第2項、その旨を告示、そして第3項では、その指定をするときには関係地域住民及び関係団体の意見を聞く、そして第4項では、その区域を変更、あ

るいは介助するときにおいては告示をするというふうな手続も含めて第10条はまとめてあります。こちらのほうでございますが、重点地域、重点区域を指定する場合には、各住民の方々、あるいは一つの事例でございますが、商業者の意見等を聞いた上で、そちらのほうを指定していくような手続になってございます。

次の第11条、路上喫煙禁止区域でございます。こちらの条文については、先ほど第9条では、努力規定ということで、路上の喫煙はしないように努めなければならない、努力規定でございましたが、区域指定をすることによって、その区域においては、路上喫煙を禁止というふうな形で条文のほうを規定してございます。こちらのほうの手続についても、先ほどの第10条、環境美化重点区域と同様、その旨の告示、そして指定する場合には、関係地域住民、あるいはその団体の意見を聞いて、指定地域を定めるような形でまとめてございます。

そして、第12条、こちらのほうは前条の第11条の区域指定における路上喫煙の禁止、路上喫煙禁止区域においては路上喫煙をしてはならないということで、禁止規定を定めてございます。これまで喫煙に関して、第9条、第12条、喫煙の努力規定、あるいはその禁止ということで、うたっておりますが、路上喫煙、要するに公共施設の場において、こちらのほうは適用されます。例えばプライベート空間である車、路上でとまっている車の中は、あくまでもプライベート空間でございますので、そちらのほうは対象外というふうな意味合いがあるかと思っております。

続きまして、第13条、指導及び勧告。こちらのほうでございますが、まず先ほど環境美化重点区域、あるいは路上喫煙禁止区域、そちらにおける違反した者に対する指導及び勧告の規定でございます。まず、第1号、環境美化重点区域における第7条、こちらのほうは投げ捨てるの禁止、または第8条、犬のふんの放置の禁止、こちらのほうに違反した者に対する是正をするための必要な措置ということで、指導、あるいはその勧告をすることができるというような条文でございます。第2号については、路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止に違反した者に対する、是正するための必要な指導または勧告の規定でございます。指導と勧告、他の市の条文等も、こちらのほうの形を提示してございますが、基本的に指導は口頭、勧告は書面による交付というふうな扱いでございます。

第14条の委任に関するものについては、規則等で定めるような委任条文でございます。

附則、この条例でございますが、先ほど冒頭申し上げたとおり、次の6月議会に上程、審議を予定してございます。そして、施行については12月1日、やはり住民、あるいは来訪者、事業所の皆さん方に、この本条例の趣旨、あるいは施策事業に対する協力等々必要なものの整備を行っていく必要がございますので、施行については、交付から5カ月先、12月1日を予定し、住民の方々に積極的、あるいは事業所の方々においても協力していただくような形で、この条例がスタートできればなというふうに思っております。

そして、この条例に関するマナー啓発、モラル啓発ということで、これについても今後補正等で事業等の経費について計上させていただきたいと思っております。また、参考資料ということで、本条例の施行規則案も添付させていただいております。こちらのほうについては、先ほど申し上げました、その重点区域、環境美化、あるいは路上喫煙に関する禁止区域、重点区域の指定に係る手続、勧告に係る手続ということで、様式等も含めて参考資料で添付をさせていただいております。

以上が、本条例、三芳町をきれいにする条例案に関する概要の説明です。終わりにします。以上です。

○議長（菊地浩二君） それでは、ただいまの説明に対しまして、聞き漏らした点、もう少し詳しく説明し

てほしい点等がございますか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

環境美化重点区域、あるいは路上喫煙禁止区域というのは、今のところ、具体的にこういうような場所を指定するとかというふうに想定はしているのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 本名議員、それにつきましては本会議場でお願ひします。

○議員（本名 洋君） わかりました。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） なければ、以上で終了といたします。

協議事項5、三芳町をきれいにする条例案についてを終了いたします。

暫時休憩します。

（午前11時25分）

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

（午前11時26分）

◎三芳中学校校庭工作物移設工事について

○議長（菊地浩二君） 引き続き、協議事項に入ります。

協議事項6、三芳中学校校庭工作物移設工事について、説明を教育総務課長、お願ひいたします。

教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（中島恭子君） 教育総務課、中島でございます。本日は、三芳中学校校庭工作物移設工事につきまして説明の機会をいただき、ありがとうございます。では、着座にて失礼いたします。

本工事は、県道三芳・富士見線の渋滞緩和及び歩道整備並びにスマートICフル化に伴う町道幹線3号線拡幅整備による交差点改良工事に伴います中学校の工作物等の移設工事となります。今年度は、4月より着手いたしました、移設工事設計によりまして工事の概要等が確定いたしましたので、今6月の議会定例会に上程を予定しております補正予算の中で、中学校費、工事請負費に計上させていただき予定となっております。

なお、工事の詳しい概要につきましては、お手元にお配りしました、設計の資料につきまして、副課長の近藤よりご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（菊地浩二君） 副課長。

○教育委員会教育総務課副課長（近藤康浩君） 教育総務課副課長、近藤と申します。よろしくお願ひします。着座にて説明させていただきたいと思ひます。失礼いたします。

それでは、事前にお配りいたしました、三芳中学校校庭工作物移設工事について、それから後ろにA3判の図面を添付させていただいています。両方見ていただきながら、順を追って説明したいと思ひます。

図面のほうにつきましては、ちょっと縮尺がA3判で見づらいかと思ひますが、字もかなり小さくなって

いますけれども、説明のほうで補わせていただきたいと思います。

まず、工事概要につきまして、1番目としましては、土木工事、防球ネットの設置工事、高さ9メートルのものにつきまして83.8メートル、高さ15メートルのものにつきましては70メートルです。それから、学校の周りがあるフェンス付きのブロック、このブロック3段積みが55.1メートル、4段積みが57.1メートル、それからブロック1段積み、これにつきましては、ちょうど正門のすぐ脇にある花壇の部分のブロックでございます。これにはフェンスがついてません。花壇のブロック1段3メートルです。

それから、排水溝、これはグラウンドにある雨水処理をするためのU字側溝がグラウンドの縁にずっとありますので、これが拡幅に伴いまして移設をしなければならなくなりました。117.4メートルです。

続きまして、それに付随する集水ます1カ所を新たに設置いたします。

それから次が、給水管布設工2.8メートル、それから電気工一式、これにつきましては、ちょうど今の交差点の隅切り近くに防災倉庫、それから防災井戸がございます。この井戸にちょうど道路には当たらないのですが、今回隅切り、図面でいうと、この左側の隅にグリーンで新たなラインが防球ネットの設置予定ラインです。ちょうど防災井戸が倉庫のすぐ上に小さくありますが、この井戸が防球ネットに当たってしまう状況になります。井戸の蛇口の移設と、それからそこに配線されている電気、配線の移設工事が、ここでいう給水管布設工事と電気工事の内容になります。

続きまして、植栽工事、現在学校の道路拡幅に伴う部分の中で、植わっている樹木につきましては約140本ございます。これは当初学校のほうで植えた樹木と、それから自然に生えてきて実生の木というか、樹木も含めて全部で140本ございますが、県の補償の中では、その140本、補償は受けているのですが、今回学校とも協議をしまして、植栽については、将来高木になるような木、今回植樹する高さについては1.5メートルから2メートルぐらいの中木になりますが、将来は高木に育つような木を15本、それから低木が300株、これにつきましてはツツジだとか、ツゲ、そういったような低いものを植えるという計画でございます。

続きまして、撤去工事、今お話しした樹木約140本、これは伐採と抜根、全部含んだ内容です。それから、構造物、これにつきましては、既存の防球ネットの柱、それからネット、それから既存のブロックつきフェンス、それからあとはU字溝を一部撤去する部分の内容でございます。

仮設工事につきましては、この図面で、ちょっとわかりづらいのですが、ちょうど図面の左側、武道場と書いてある部分のすぐ下が斜めのラインで、ずっとちょっとくねくねしたラインがあるのですが、これが現場での敷き鉄板を示す部分です。その外側に一点鎖線みたいなラインがずっとあって、砂場の前のところが一番広くなるような形になるのですが、これが安全柵です。防護柵をここまで工事エリアとして設置させていただいて、この中が工事エリアという形で、現場での安全対策を図ろうというふうに考えております。これが鉄板敷きだとか、安全柵の仮設工事になります。

続きまして、②の建築工事、これにつきましては、現在ある体育倉庫、これも築30年以上経過しているものなのですが、移設はちょっと不可能なものですから、新たに壊して、処分をした上で、同等のものを設置し直す、新築し直すという内容になります。

それから、防災倉庫につきましても、かなり経過年数はたっているのですが、これは担当課のほうとの相談の中では、新たに覚えてもらいたいというお話があったのですが、いろいろ工事費の算出だとか、予算的なもの考えた上では、今のものを1回つって違う場所に移すという内容で設計のほうはまとめさせていた

できました。体育倉庫の撤去工事と設置工事は、今お話ししたような形で、一式という形になってしまいますけれども、内容的には、工事概要につきましては、今お話ししたとおりなのですが、一部この図面の中で表記されていない部分、非常にわかりづらいのですが、この図面のちょうど左側になります。町道幹線3号線と表記されている部分、ちょうどフェンスつきブロック3段のL=55.1メートルの引き出し線から先、武道場までの間にございます、今現在の学校と道路の境にあるブロックつきフェンス、それから新たにこの図面の中で赤い線がずっとあるのですが、この赤いラインが新たに学校敷地と道路との境界になるラインになります。この赤いラインのところにブロックつきフェンスを新たに積み直すのですが、今言った隅切りの角から武道場までの間につきましては、今回の工事設計の中には含まれておりません。

この理由につきましては、道路交通課とも協議はさせていただいたのですが、1つは、まず道路交通課のほうで町道幹線3号線の交差点改良工事、これがまだ時期がはっきりしていないと。今年度中には、施工したいという話は聞いていますが、今回の学校の工作物の移設工事の時期とは、どうしてもかぶらないというか、ずれてしまうということから、このブロックフェンスを撤去する際には少なくとも歩行者に対する安全対策を図らなければならない。全面通行どめにはならないと思いますが、多少なりとも歩道の規制はかかってしまうだろうと。その工事が終わった後に、また土木のほうで道路工事をやったときに歩行者、もちろん道路工事ですから、車道に関しても規制はかかると思うのですが、その歩行者に対する規制をなるべく短い期間にとどめたほうがいいたろうということと、もう一点は、道路工事の高さも設計ができておりますが、実際に道路の工事の高さと、それから西側の校門の高さを同時に道路工事と一緒にやったほうが、すりつけだとか、施工上、それから先ほど言った歩行者に対する安全対策を考えると、そのほうがベストだろうということから、今回この西側のブロックの撤去と新設、防球ネットは全部やりませけれども、ブロックの撤去、新設、それから校門の撤去、それから新設、これについては本工事からは除く設計をいたしました。

あともう一点、今回の工事の中で、一番メインになるのは、多分防球ネットの設置工事になると思うのですが、防球ネットの柱が15メートルと9メートル、根入れを入れるともっと長くなります。この搬入時だけは、基本的には三芳中学校の正門のほうから搬入させていただいて、グラウンドの中を通るような形に、今この図面の右側にちょうど野球のホームベースのすぐ脇、バックネットの終わったところから斜線の向きがちょっと違うのですが、この部分につきましては、その搬入時のみ安全対策、これは敷き鉄板を敷いて、搬入搬出時のみは、ここから入れざるを得ないだろうと。通常時は西門のほうからの工事搬入口、搬出口という形で考えております。この件につきましては、中学校のほうの校長、教頭を含めて、何度か協議はさせていただいて、話はしてあります。

工事概要につきましては以上となります。

○議長（菊地浩二君） では、ただいまの説明に対しまして、聞き漏らした点等ございますでしょうか。これも6月の一般会計補正予算のほうで上程されますので、ご承知おきいただきたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） なければ、以上で協議事項6、三芳中学校校庭工作物移設工事についてを終了いたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時39分)

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

（午前 11 時 40 分）

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（菊地浩二君） 続いて、報告事項に入ります。

議会広報広聴常任委員会からの報告を求めます。

副委員長。

○議会広報広聴常任副委員長（本名 洋君） 本名です。山口委員長、本日欠席ですので、私、本名のほうより報告させていただきます。

先日 5 月 9 日、議会広報広聴常任委員会がございまして、その中での検討事項、討議の内容を報告させていただきます。

主には、4 月 23 日、24 日に行われました議会報告会、ふれあい座談会についての反省等の議論となりました。議会報告会の反省により、委員会において、以下お話しいたします、見直しを行う検討を今後行っていきたいと思っております。

まず、場所に関しては、今回 3 公民館のほかに上富 1 区集会所で行いました。当日は、地域の行事が重なる中で 8 人の方に参加していただきまして、結果として中央公民館の 5 人よりも多い方に参加していただいたので、今後の開催場所につきましては、公民館の開催は維持しつつも、各地域の集会所等に出向いて開催するというのも、そういうような集会所の積極的利用を検討していきたいということでありました。

そして、開催時間に関しては、今回 4 回の開催、いずれも昼間の開催になったのですけれども、町民のいろいろな生活状況を考えると、やはり夜の開催も 1 回含めたほうがいいのではないかという、そのような意見がありました。

そして、開催時期については、5 月でもいいのではないかという意見がありました。その理由の一つとしては、議会報告会での資料についてなのですけれども、議会だよりとそれから報告会の資料と内容的にはほぼ同じような内容なので、議会報告会についても、議会だよりを使えばいいのではないかというような意見もありました。時期については、そのようなことも含めて今後検討していく必要があるかと思っております。

報告内容につきましても、特別会計や補正予算など除いて、当初予算だけでもいいのではないかという意見もありました。

それから、意見交換の場で、回答者の側がルール違反の部分が見られたので、ルールの徹底が必要ではないかという、そのような意見もありました。

それから、意見交換の会場で、現状では学校の教室のような形で机を並べているのですけれども、ふれあい座談会ということですので、対面ではなく、例えば机を丸く囲むとか、そういうような机の並べ方もちょっと変えたらいいのではないか、そのようなことも言われました。

それから、参加者の中で、質問だか、意見だか、よくわからない。長々と意見をおっしゃる方がいらっしゃるの、それはそれで仕方ない部分もあるのですけれども、アンケートでも参加者の質問が長いという、そういう指摘がなされたので、今後は司会者がうまく対応してやっていく必要があるのではないかというこ

とも言われました。

議会報告会、それから井戸端会議も含めて、今改めてあり方を検討する時期に来ているのではないか。参加者も20代、30代の方がいらっしやらない。年齢的に偏っている、そういう若い人たちにどうやって来ていただくか。そういうことも含めて、今後議会報告会、それから井戸端会議についても検討していきたい。そのようなことで、今後委員会のほうも進めていきたいと思います。

議会報告会の中で参加者からいただいた質問に関しては、それぞれ回答者に割り振りを行っております。遅くとも今週末、あるいは来週初めぐらいには質問者のほうに回答を送りたいと、そのように予定しております。

それから、6月議会のポスターができ上がっております。事務局のほうにありますので、皆さん、各自持ち帰って、掲示板のほうに張っていただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ただいまの報告に対しまして質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、きょう終わってからポスターを各自お持ち帰りいただいて、掲示のほうをお願いしたいと思います。

〔「済みません。もう一言だけ」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） 本名副委員長。

○議会広報広聴常任副委員長（本名 洋君） 本名です。

詳しくは資料を添付してありますので、そちらのほうでご確認いただければと思います。済みません。

◎議会運営委員会

○議長（菊地浩二君） では、続きまして、議会運営委員会からの報告を求めます。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（抜井尚男君） それでは、抜井でございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

まず、お手元に資料があるかと思います。決定事項についてでございますが、議会議長の立候補制についてということで、議会運営委員会で協議をして、議長のほうにその結果を報告させていただきましたので、簡単に説明させていただきます。

ご承知のとおり議会議長の立候補制は、前期より行われてまいりました。ただ、改選期のみの、その進め方が決まっておりましたが、今後予定されます、来年になります、改選期以外の通常の期の中の議長の改選について協議をさせていただきました。

裏面を見ていただきまして、これは議会先例及び運営基準の中の第53でございますが、こちらのほうを、この内容で変更させていただいております。詳しい内容は、同じ会派の方が、どなたか議運に出ていらっしやいますので、お聞きいただきたいというふうに思います。それでもわからない場合には、別途私がお答えいたしますので、よろしく願います。

それと、前回の議会運営委員会におきまして、今回皆様に提出をいただきました政務活動費の収支報告書

を皆さん全議員に提出をいただきました。その中で幾つかここで、今後の報告書の作成に当たってご留意いただきたい点がございますので、ご説明をさせていただきます。

この中に幾つかお願いして修正していただいた方もいらっしゃると思いますが、その辺のことを考慮して、まず1つが、これは三芳町議会の政務活動費経理方法及び使途基準細則がございしますが、この中でも変更をさせていただきますが、研修または調査研究に行く場合の調査旅費ですね、行き方です、そこへ行く。それは経済的な通常の経路及び方法によるものとするということで、その地へ向かうのにいろいろな方法があると思います。より一番経済的な方法をなるべく選んで行っていただきたいということを細則のほうに盛り込む予定でございますので、よろしく願いいたします。

そのほかに、今回ございました、パソコン及びデジタルカメラ等、そういう機器の購入が挙がってまいりましたが、その場合には品名をパソコンとか、デジカメというだけではなくて、機種名等をぜひ入れていただきたい。機種名を入れていただくことによって、その基準が妥当なものなのかどうなのかというのがある程度判断できると思いますので、ぜひご協力をお願いいたします。これは次年度以降にご協力いただきたいということでございます。

また、領収書の添付がございましたが、領収書、一部宛名がなかったり、または発行者の一部が切れていて住所が消えているとか、発行者の印鑑が消えているとか、また領収書を縮小したコピーで提出された方もいらっしゃいました。それは等倍で、ぜひ出していただきたい。また、領収書の一部を加工というか、全体ではなく、その一部だけをコピーで証拠書類として提出された方もいらしたのですけれども、そうではなくて、原本のまま、そのままコピーをして、また全体が写るようになるべく注意して、証拠書類として一緒につけていただきたいというのが、今回の政務活動費に関する議会運営委員会の中での協議で見受けられた点でございますので、来年度、また来年には同じことが行われますので、ぜひご協力をいただければというふうに思います。

議会運営委員会からは以上でございます。

○議長（菊地浩二君） ただいまの報告に対しまして質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、以上のようにご承知おきいただきたいと思います。

◎その他

○議長（菊地浩二君） では、続きまして、その他に入ります。

まず、議員の皆さんから何かございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） なければ、では私から何点かあります。

今回、議会広報聴常任委員会と議会運営委員会とで合同での所管事務調査が今検討されています。もう既にお聞き及びのことと思いますが、6月30日、7月1日を予定として、視察予定地が北海道帯広市議会と芽室町議会ということになっています。これにつきましては、合同でやりますので、先方に対する質問等は、各委員会に取りまとめをいただいて、その後に両委員会委員長で協議の上、それをさらにまとめて質問事項ということで、提出をしたいというふうに思います。これにつきましては、基本的には1カ月前くらいには

相手に伝えたいというふうに思っていますので、両委員会委員長、副委員長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今回初めて本州を出て北海道ということで、飛行機での利用を予定しております。今までやったこととは多少違うというか、新しい試みというか、なりますので、その点もご理解いただきたいのと、費用的に多少若干出してしまうかもしれないです。なので、その部分を互助会費から出したいというふうに思っています。今1 常任委員会などが所管事務調査に行くと、1 委員会で8 万円まで出しているのですけれども、もしかしたら、それ以上になってしまうかもしれないということで、ご理解をいただきたいと思ひますが、この点につきましてご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、その旨詳細につきましては、まだ今ルート等未決定ですので、決定次第、概算等の経費を改めて皆さんにお伝えしたいというふうに思ひます。

所管事務調査については以上となります。

それと、お手元に日本書道ユネスコ登録推進協議会から三芳町議会に送られた書面があります。これにつきまして、日本の書道を文化遺産として登録するために署名をお願いしたい、三芳町議会として署名をお願いしたいというものと考えています。これにつきまして、三芳町議会として署名するかどうか、皆さんに1 度お諮りしたいというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

事務局長。

○事務局長（齊藤隆男君） この件に関しまして、町部局のほうに問い合わせしましたところ、町の部局のほうにも同じ文書が来ているということを確認しまして、ではどのように対応するのかということにつきましては、現時点では、この協議会よりアクション等はないので、この文書のみが送付されている状態なので、現時点では保留といいますか、署名をすぐに出す予定はないという回答をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地浩二君） では、ただいまの件につきましても、あわせてご検討いただきたいと思ひますが、期日が5 月末となっております。積極的に出すか、それともスルーするか、いかがでしょうか。すぐには答えが出ない等の意見もあれば、ただ、今この場で出さないと、どういうふうに取りまとめるかについても、ちょっと考えていかなければいけないと思ひますが、暫時休憩します。

（午前 11 時 56 分）

○議長（菊地浩二君） では、再開いたします。

（午後 零時 01 分）

○議長（菊地浩二君） では、この件につきましては、5 月25 日までに各会派でまとめていただいて、事務局のほうに署名する、しない旨を提出をお願いしたいと思ひます。全員の同意が基本ということで考えたいと思ひますので、お願いしたいと思ひます。

あと今、協議事項等でもありましたけれども、6 月の定例会ですが、今予定されている議案等は報告等が4 件、土地開発公社等の報告等があります。それと、条例制定が2 件、補正予算が2 件ということになって

おりますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

私のほうからは以上ですが、小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

ちょっと今までのあれとは関係ないですが、互助会費の集金というのはいつぐらい、6月15日までということだったと思うのですけれども。

○議長（菊地浩二君） 先月言ったので、いいかなと思ったのですけれども、6月15日から1週間以内で、1人2万4,000円。この互助会費が所管事務調査で重要になってきますので、くれぐれも行く前に皆さん、漏れのないようお願いしたいと思います。

抜井議員。

○議員（抜井尚男君） それは15日からなので、その以前とかは全然受け付けてもらえないのですか。

○議長（菊地浩二君） 基本的に現金を事務局が保管するというのを、期間を長くすることを避けたいと思います。集中してお支払いいただきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

安澤議員。

○議員（安澤 豊君） 安澤です。

今の互助会費の件なのですけれども、今までは天引きされていたわけなのですが、今回支払ったのに対しては、何か領収書的なものは出るのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） では、明細等については考えたいと思いますので。これについては請求できませんので、どこでも。

ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 済みません。ちょっと話は戻ってしまうのですけれども、所管事務調査の件で、日程が6月30日、7月1日を予定しているということだったのですけれども、これはいつ決まったのでしょうか。私ちょっと初耳だったので、幸い大丈夫だったからよかったのですけれども、ちょっと驚いたので。

○議長（菊地浩二君） その件につきましては、まず議会運営委員会が先行していて、議会広報広聴常任委員会でも同じように同じ場所で視察をしたいという旨がありました。

それについて委員長のほうに検討してくれということで、きのう副委員長から全員大丈夫だという話があったと思うのですけれども、なので、聞いていないということを初耳です。

本名副委員長。

○議会広報広聴常任副委員長（本名 洋君） 委員長のほうからはメールでだったのですけれども、委員全員から内諾を得ているということだったので、話を進めてくれということだったので、議長には、そのように報告させていただきました。

○議長（菊地浩二君） では、これは議会広報広聴常任委員会の問題だと思いますので、こういったことの伝達事項等漏れがないように委員長、副委員長、大事なことでするので、お願いしたいと思います。

ほかに聞いてなかった人はいますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） だから、今はまだ確定はしていません。向こうの都合がありますので、今まだそ

れで相手もそうですし、交通手段等についても、今段取りを踏んでいる状況ですので……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） ということで、今進んでいます。

ほかに何かありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、事務局から何かありますかでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で協議事項、報告事項、その他を終了いたします。

事務局、お願いします。

◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） 長時間にわたり、大変お疲れさまでございました。

それでは、閉会につきましては、岩城副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（岩城桂子君） 本日は、早朝より慎重審議、大変にありがとうございました。協議事項が6件、そしてまた報告事項ということで、各委員会のほうからございましたけれども、今お話がございました中で、特に6月2日から6月議会が開始いたします。このポスターに関しましては、きょう終了後に各自いただいて、ぜひ張っていただければと思っております。

それから、一般質問が来週提出にもなっておりますし、本当に議員の皆様には、これからいろいろな議会活動もお忙しくなると思っておりますので、どうぞお体のほうご自愛していただければと思っております。

また、先ほどあった、今回初めての視察の件でございますけれども、予定という形で、一応6月30日、7月1日ということで、万全を期していければなと思っております。三芳町議会としましても初めての全議員の視察という形で、これから進めていく部分でございますので、どうかよろしく願いいたします。

あとは、お話がありました、25日までに会派でしっかり決めていただきまして、事務局のほうにご報告をいただければと思っております。

本日は、長時間にわたりましたけれども、大変にお疲れさまでございました。

以上で全員協議会を終了いたします。

（午後 零時07分）